

本件事故当時、南会津町に居住していた申立人が、本件事故により観光業を営む勤務先を解雇されたとして、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解する。

記

損害項目	就労不能に伴う損害
期間	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間についての和解金として、金161万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 請求放棄

申立人は、第1項で限定された損害項目の如何にかかわらず、第1項の期間におけるその余の請求を放棄する。

5 清算条項

申立人と被申立人とは、第1項の期間については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月16日

（仲介委員長 服部訓子、仲介委員 山崎司平、同 赤尾太郎）